

第2回 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会

開催日時	令和6年4月18日（木）午後3時30分～午後4時30分
会 場	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	委員長 二宮 衆一（学識経験を有する者） 副委員長 森貞 孝一（教育委員会事務局職員・生涯学習部長） 委員 出口 尚暢（学識経験を有する者） 委員 畑中 美和子（保育に見識のある者） 委員 望月 美也子（放課後児童健全育成事業に見識のある者） 委員 車谷 雅子（放課後児童健全育成事業に見識のある者） 委員 松藤 隆志（放課後児童健全育成事業に見識のある者） 委員 中山 孝一（教育委員会事務局職員・生涯学習部理事）
事務局	生涯学習推進室長 矢島 建 生涯学習推進室長代理 井上 真理 生涯学習推進室長代理 秋山 秀子 生涯学習推進室主事 根来 爽乃

事務局	－開会－ －指定管理者決定までの間の守秘義務、指定管理者決定後における選定委員名簿及び議事録の概要にかかる公開について説明－ －人事異動に伴う新委員及び事務局職員の紹介－ －出席状況と会議の成立報告－ －資料確認－
【案件 1】	阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の副委員長の選任について
委員長	案件 1 について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料 1 に基づいて説明－
事務局	令和 6 年 4 月 1 日付けの人事異動により副委員長が不在となっている。阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例第 4 条に基づき、委員の互選により副委員長を定めることとなっている。 委員からの推薦等がなければ、事務局案として、副委員長には、伊瀬委員の後任として新たに生涯学習部長となった森貞委員を提案する。
委員一同	異議なし。 －副委員長決定－
【案件 2】	阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュールについて
委員長	案件 2 について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料 2 に基づいて説明－
委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。

委員一同	－質問・意見なし－
【案件 3】	阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）について
委員長	案件 3 について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料 3-①、資料 3-②に基づいて説明－
事務局	第 1 回選定委員会での指摘事項を受け、留守家庭児童会は、基本的な生活習慣を習得できる場であることはもちろんのこと、「安全で安心して通えること」が重要であることから、資料 3-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案第 2 版 20240418）」1 ページ「1 はじめに」の下段の 4 つの事項の 3 つ目に「安全で安心して通え」との文言を追加して、「3. 安全で安心して通え、基本的な生活習慣を習得できる『生活の場』を提供できるか」に変更した。
委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委員一同	－質問・意見なし－
委員長	案件 3 は承認されたものとする。
【案件 4】	阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案）について
委員長	案件 4 について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料 4-①、資料 4-②に基づいて説明－
事務局	第 1 回選定委員会での指摘事項を受け、資料 4-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案第 2 版 20240418）」の 3 ページ「（2）職員の配置基準」において、「統括責任者」と「副統括責任者」の職務内容を遂行するため、資格要件は、「放課後児童支援員の有資格者又は放課後児童クラブの職務に従事し、一年以上の経験を積んだ者」に変更した。 次に資料の訂正をお願いする。資料 4-②「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書 変更箇所一覧」の上から 2 段目の「2 番」の「箇所」に「①副統括責任者」とあるが、「②副統括責任者」が正し

	いので訂正する。
委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委員	資料4-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案第2版 20240418）」の3ページ「(2) 職員の配置基準」について、「③主任支援員」の「配置場所」を第1回選定委員会で提案していた「各児童会」から「各支援の単位」に、「④支援員」の「雇用形態」を第1回選定委員会で提案していた「指定なし」から「可能な限り正規・常勤職員とする」に変更したのは、留守家庭児童会の安定的な運営を図るため、可能な限り正規・常勤職員を配置しようとする事務局の思いが表れていると理解してよいか。
事務局	指摘のとおりである。現在、16支援の単位にそれぞれ1名の主任支援員を配置しているが、雇用形態が正規・常勤職員の者は一人もいない。国の「放課後児童対策パッケージ（令和5年12月25日発出）」において、「放課後児童クラブを運営する人材の確保」に具体的な取組として「放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善」が掲げられていることから、まずは、16支援の単位それぞれに1名以上の正規・常勤職員である主任支援員を配置することとする。さらに、支援員についても可能な限り正規・常勤職員を配置することにより、留守家庭児童会の安定的な運営を図るとともに、支援員等と児童との安定的・継続的な関わりを促進できればと考えている。
委員長	他に質問や意見はないか。
委員一同	－質問・意見なし－
委員長	案件4は承認されたものとする。
【案件5】	阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項提出様式Ⅰ・Ⅱ（案）について
委員長	案件5について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料5-①、資料5-②に基づいて説明－

委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委員一同	－質問・意見なし－
委員長	案件 5 は承認されたものとする。
【案件 6】	阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者の選定基準（案）について
委員長	案件 6 について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料 6 -①、資料 6 -②に基づいて説明－
委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委員	資料 6 -②「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価表（案）」の「選定基準」、「④施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること」の「評価項目」、「特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方」について、「障がい」・「虐待」・「いじめ」・「アレルギー」・「日本語能力など」と 5 つの項目を掲げている。しかし、配慮が必要な事項は、これら 5 つ以外にも様々なことが考えられるため、申請者の新たな提案を促すためにも、新たな項目として「その他」を追加する必要があるのではないか。
事務局	指摘のとおり、配慮が必要な事項については、現在の 5 項目以外にも考えられることから、「特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方」の項目に「その他」を追加することとする。 なお、「配点」における変更を最低限に留めるため、「合計」は「300 点」のままとして、「特別な配慮を必要とする児童への配慮に対する考え方」の各項目の「配点」を調整して対応する。 また、「その他」の追加に伴い、資料 5 -②「阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項提出様式Ⅱ（案）」に新たな様式を追加するなど所要の修正を行うこととする。
委員長	資料 6 -②「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価表（案）」について 2 点確認したい。 まず、1 点目は、「選定基準」の「⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること」の「評価項目」について、「・感染症予防・事

事務局	故やケガの防止の対応・防犯対策」「・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定」の２項目を掲げているが、それぞれを１５点満点として評価するのか、それとも２項目を一括して３０点満点で評価するのか。 次に、２点目は、「評価点」の「合計」について、「特に優れている」が「３００」、「優れている」が「２１０」、「普通」が「１５０」、「やや劣っている」が「９０」、「劣っている」が「３０」が正しいのではないか。 まず、１点目の「選定基準」の「⑥衛生管理及び安全対策が講じられていること」の「配点」については、「・感染症予防・事故やケガの防止の対応・防犯対策」及び「・防災対策・安全計画の策定・業務継続計画の策定」は連動する内容であることから、これらの２項目を一括して３０点満点で評価するように様式を修正する。 次に、２点目の「評価点」の「合計」については、表の計算式を確認したところ、「障がい」・「虐待」・「いじめ」・「アレルギー」を計算対象としていなかったことにより「合計」を誤っていたので計算式を修正する。他にも計算式に誤りがないか、再度事務局にて確認することとする。
委員長	資料６-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法（案）」に関連して、「提案説明会」における時間配分をはじめとする実施方法について改めて説明してもらいたい。
事務局	まず、提案説明会の実施方法については、資料３-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）」の８ページ「（３）提案説明会」に記載しているとおりである。「①実施日時」、「②実施場所」は調整中であるが、時間配分については、「③所要時間」に記載のとおり、事業者からの提案説明を２０分以内、質疑・応答の時間を２０分程度とする。説明内容については、「④説明内容」に記載のとおり、申請者が事前に提出した提案書を説明することとし、それ以外の資料を使用することは禁じている。これは提案説明会における申請者間の公平性を確保するとともに、選定委員の評価の正確性を担保するためのものである。なお、提案書に記載されていないことについて、選定委員が質問することは可能なので積極的に質問してもらいたい。「⑤出席者」に記載のとおり、各申請者からの出席者は４人以内とする。 次に、指定管理者候補者の選定にあたっては、委員１名あたり満点を３００点とし、全選定委員の評価点のうち最高点と最低点を除いた評価点の合計を当該申請者の総合点とする。総合点は、当日の

	出席者が8名であれば、最高点と最低点の2名分を除いた6名分の1,800点満点となる。なお、最高点、最低点で同点が発生した場合、同点となった委員の平均点を算出して総合点を計算することとする。また、総合点が満点の60%に満たない場合、指定管理者候補者に選定しない。
委員長	他に質問や意見はないか。
委員一同	－質問・意見なし－
委員長	案件6は承認されたものとする。
【案件7】	その他
委員長	案件7「その他」として、何かあるか。
委員	全国的に支援員等の確保が課題となっている状況において、今回の指定管理者募集に当たり、指定管理料の上限額を見直し、正規・常勤職員の配置を改善しようとする姿勢を阪南市として明確にしたことをうれしく思う。留守家庭児童会の安定的な運営に必要な支援員等を確保できる法人等からの応募があることを願う。 申請者が提出する提案書はかなりのボリュームがあると思うので、各委員が読み込む時間を確保できるよう、可能な限り速やかに提案書を提供してもらいたい。
事務局	提案書を各委員に速やかに提供するように努める。 本日の各委員からの指摘を踏まえて、「阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）」及び「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案）」等を事務局にて精査し、5月1日から市のウェブサイトに掲載することとする。 次回の選定委員会の日程は、今月中に調整のうえ各委員に連絡する。
委員長	他に質問や意見がないようなので、以上で本日の選定委員会を閉会する。 －閉会－